

議案第5号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）

歳入歳出にそれぞれ6194万2千円を追加し、総額を72億414万3千円とする。大半は実績見込みによる補正。

注
目
!

- 北海道応援大使事業 △106万1千円
日本ハムファイターズのヒーローショーや2回の地元応援PRツアーは予定どおり実施した。一方、選手との交流会は小学校が臨時休校となったため実施できなかった。また、住民との交流会も開催できず減額した。
- 保育所広域入所負担金 154万7千円
町外の保育所を利用する児童に係る経費。当初は4人24か月分を見込んでいたが、新十津川保育園への入園を希望する転入児童が多くおり、やむなく町外の保育所を利用する児童数の見込みが6人30か月分になったことによる増額。
- ピンネ農業公社運営負担金 560万円
昨年夏の異常高温による収穫量の減や、人件費や資材等の物価高騰により予想を超えてピンネ農業公社の収益が悪化し、約800万円の損失が見込まれることになったことから、本町の運営費負担割合である7割分を負担するため増額。

議案第11号 新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正について

この事業の目的を明確化するため、条例名を「新十津川町除雪困難世帯生活通路等除雪支援事業に関する条例」に改めるほか、対象世帯の要件を拡充し、より多くの方の緊急時における避難通路を確保する。

また、冬期間の生活環境を確保するため除雪費用を助成する「高齢者世帯等除雪費助成事業」についても、対象とする世帯の要件を拡充することとしている。



議案第12号 新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

ふるさと公園テニスコートを老朽化に伴い廃止する。その後は更地にし、適切に管理する。

議案第14号～第17号

令和6年度の一般会計、2特別会計、1事業会計の予算については、6ページ、7ページをご覧ください。



議案第18号 新十津川町教育委員会教育長の任命について

久保田 純史 氏（再任）
（任期：令和6年5月8日から令和9年5月7日まで）

選挙第1号 新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙について

（選挙管理委員） 吉田 涼一、十河 真由美、続木 真由美、本庄 政夫
（補充員と順序） 1位 齋藤 信也、2位 橋本 賢明、3位 中村 範孝、4位 側 哲博（敬称略）

◆令和6年1月24日 令和6年第1回臨時会

議案第1号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について

戸籍法の改正により追加となった新たなサービスの手数料を設定する改正。既存サービスの手数料の変更はなし。新たなサービスは次のとおり。

- ①本籍地以外の自治体でも戸籍謄本や除籍謄本の取得が可能となる。
- ②他の行政機関での手続きに添付する戸籍の電子証明書を発行するための識別符号の発行が可能となる。
- ③スキャンした届出等の画像情報の証明書を交付・閲覧することが可能となる。

議案第2号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出にそれぞれ5931万円を追加し、総額を71億4220万1千円とする。主に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について補正した。

- 社会福祉施設等物価高騰対策事業 798万2千円
物価高騰の影響を受ける医療、介護、保育、障害施設等の事業運営を支援するため、予算の範囲内で支援金を交付する。
- 低所得者支援臨時給付金支援事業 198万2千円（事務費分。給付分は令和6年度当初予算で計上）
国の低所得者支援及び定額減税を補足する臨時給付として、定額減税の実施と併せて給付を実施する。
○住民税均等割のみ課税世帯への給付 1世帯当たり10万円
○住民税所得割が課税されていない世帯で18歳以下の子を養育する世帯への加算 児童一人当たり5万円
- 肥料価格高騰緊急対策事業 790万円
肥料等農業資材価格の高騰により大きな影響を受けている農業者に対し支援を行う。
- 緊急経済対策事業 890万円
物価高騰による中小企業等の事業活動への影響を緩和するため、町内の中小企業や個人事業主に対し商工会を通じて支援を行う。

◆令和6年3月7日～15日 令和6年第1回定例会

議案第4号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について

医療保険対象外の先進医療として実施される不妊治療を助成対象に追加し、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担のさらなる軽減を図る。

《追加の助成》

区 分	先進医療技術による不妊治療
対象となる治療内容	令和5年4月1日以降に治療開始し、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療
助 成 額	治療費自己負担額の7割の額
助 成 上 限 額	3万5千円
助 成 回 数 の 限 度	初回治療開始日の妻の年齢が40歳未満→43歳に達するまで通算最大6回 // 妻の年齢が40歳以上43歳未満→43歳に達するまで通算最大3回